

令和5年度 環境教育の普及啓発事業等に係る業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和4年12月

大阪市環境局
環境施策部環境施策課

【目次】

1. 業務名称	1
2. 事業の目的	1
3. 業務内容	1
4. 事業規模	2
5. 契約期間	2
6. 履行場所	2
7. 契約方法	2
8. 参加資格等	2
9. スケジュール	3
10. 応募手続きに関する事項	3
11. 選定に関する事項	5
12. 契約に関する事項	7
13. 提案書の無効	8
14. その他	8
15. 提出先、問い合わせ先	9

〔別添資料〕

別添1「仕様書（案）」

別添2「再委託に係る特記仕様書」

1. 業務名称

令和5年度 環境教育の普及啓発事業等に係る業務委託

2. 業務の目的

本業務は、大阪市環境基本計画に基づき、環境教育、啓発の推進を行う委託業務である。

今日の環境問題には市民生活や企業活動が密接にかかわっており、環境問題を解決していくためには、市民、事業者・経済団体、環境 NGO/NPO、行政などが各々の役割を主体的かつ積極的に果たしていくことが重要である。

そのため、学校から地域、大阪市全体へと環境に対する興味の輪を広げていくことによってすべての主体が環境問題に関心を持ち、正しく理解し、意識を高めるとともに、**環境問題の解決に向けた行動を実践することをめざした取組みを進め**、各主体とのパートナーシップの確立を図り、SDGs*の達成に貢献することを目的としている。

※SDGs：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略

3. 業務内容

上記目的を達成するために、以下の業務を行う。

※詳細については別添1「仕様書（案）」のとおり

（1）様々な主体や地域と連携したネットワークづくり強化業務

- ア おおさか環境ネットワークの運営業務
- イ 生物多様性の保全に向けたネットワーク会議の運営業務
- ウ こどもエコクラブ大阪市地域事務局の運営業務
- エ 大阪市エコボランティアの募集・支援業務

（2）環境啓発業務

- ア 環境啓発イベントの開催・運営業務
- イ 環境啓発講座及び研修等の実施
- ウ 環境学習情報サイト（なにわエコスタイル）ホームページ等の運用、システム保守、管理業務

4. 事業規模（契約上限額）

金 32,328,000 円

（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 2,938,909 円）

5. 契約期間

令和5年4月1日～ 令和6年3月31日

※契約の締結は令和5年度大阪市予算の成立以降に行う。

6. 履行場所

環境啓発業務（環境啓発講座）等で想定される履行場所

- なにわECOスクエア、自然体験観察園、各区民センター、各区民ホール、大阪市立各図書館等
- 大阪市内の小中学校、高等学校等
- その他本市が指定する場所（大阪市内一円）

7. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

8. 参加資格等

(1) 次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- イ 直近1カ年において、本店所在地の市町村税（東京都の場合は特別区税・都税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- エ 宗教活動や政治活動を主たる目的としない法人等であること。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人等でないこと。
- オ 過去5年間に行政、民間を問わず環境教育や環境学習等に関する業務の事業実績を有する者。
- カ 本市の入札参加資格者名簿に登録のある者については、大阪市競争入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(2) 2つ以上の事業者が共同企業体を結成して申請する場合は、上記ア～エの条件を満たす事業者同士の場合とし、以下の要件も満たさなければならない。

- ア 構成員※は、共同企業体の代表者となる事業者を決め、その者が参加手続きを行うこと。また、代表者は、全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。
- イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
- ウ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- エ 参加申請時に共同企業体の協定書の写しを併せて提出すること。
なお、協定書には構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- オ 単独で参加した事業者は、共同企業体の構成員となることはできない。
- カ 共同企業体の代表者については、8. 参加資格等(1)オの条件も満たすこと。
※構成員とは、共同企業体を構成する2つ以上の各事業者のこと。

9. スケジュール

公募開始	令和4年12月19日
質問受付期間	令和4年12月19日～令和5年1月27日
質問に対する回答	令和5年1月31日
参加申請関係書類の受付期間	令和4年12月19日～令和5年2月6日
参加資格者決定通知	令和5年2月10日
企画提案書の受付期間	令和5年2月15日～2月20日
選定会議の開催	令和5年2月24日～28日のいずれか1日
選定結果通知	令和5年3月上旬
契約締結・事業開始	令和5年4月1日
事業完了	令和6年3月31日

10. 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付・回答

ア 質問方法

質問は、別紙「質問書（様式1）」により提出すること。また、電話、ファックス、持参及び送付等は不可とし、次の電子メールアドレスあてに所属（事業者名、担当者所属・役職・氏名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）を記載のうえ、送付する方法による。

質問送信先 環境局環境施策部環境施策課：ja0081@city.osaka.lg.jp

なお、メール「件名」は「質問_令和5年度 環境教育の普及啓発事業等に係る業務委託」と明記すること。※電話や口頭での質問は一切受け付けない。

イ 受付期間

令和4年12月19日から令和5年1月27日17時まで（市が受信完了）のこと。

※受付期限以降は受け付けないので注意すること。

(2) 質問に対する回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和5年1月31日中に、環境局ホームページに掲載する。口頭による個別回答は行わない。

（質問に対する回答は、公募期間中は当該ホームページにて掲載）

回答の内容を確認しなかったことにより提案者が被った損失については、市は一切の責めを負わない。なお、回答書は、本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間・時間

- 令和4年12月19日から令和5年2月6日【必着】
（土曜日、日曜日及び祝日、年末年始[12月29日～1月3日]は除く）
 - 9時30分～12時及び13時～17時
- ※受付期限以降は受け付けないので注意すること。

イ 提出方法

受付期限までに15. 提出先、問い合わせ先まで提出すること。持参のほか郵送等（受付期限内必着）での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

※持参で提出する場合は、事前に電話連絡（06-6630-3491）を行うこと。

ウ 提出書類

提出書類		【単独法人等】	【共同企業体】
①	公募型プロポーザル参加申請書（様式2-1）	○	
①'	公募型プロポーザル参加申請書（様式2-2）		○
②	誓約書（様式3）	○	○
③	定款、寄附行為、規約など設立目的や運営方針が記載された資料（用紙：A4）	○	○
④	使用印鑑届単独法人等（様式4-1）または 使用印鑑届共同企業体（様式4-2-1、様式4-2-2）	○	○

⑤	登記簿謄本又は登記事項全部証明書 ※写し可 ※法人の場合のみ	○	○
⑥	印鑑証明書 ※原本	○	○
⑦	直近1カ年分の本店所在地の市町村税の納税証明書 (全税目) ※写し可	○	○
⑧	直近1カ年分の消費税及び地方消費税の納税証明書 ※写し可	○	○
⑨	直近1カ年の貸借対照表及び損益計算書 (連結決算の場合は単体分) ※写し可	○	○
⑩	共同企業体届出書兼委任状(様式5)		○
⑪	共同企業体協定書 ※写し		○
⑫	業務実績調書(様式6)※	○	

※⑦及び⑧は「未納の額が無いことがわかるもの」であること

※④～⑨は「令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿」に登録のある者については省略できるものとする(※承認番号を記載すること)。

※⑤～⑧は、申請日現在で発行から3カ月以内のものに限る。

※【共同企業体】については、②及び③、⑤～⑨は構成員となる、すべての事業者について提出すること。

※⑫については、単独応募の場合及び共同企業体で応募する場合の代表団体については、過去5年間に行政、民間を問わず環境教育や環境学習に関する業務の事業実績を有することが分かる書類(契約書の写し等)を添付し提出すること。(代表団体ではない構成員については、不要。)

エ 参加資格審査結果通知

すべての参加申請者に対し、令和5年2月10日に、様式2-1もしくは2-2に記載の担当者メールアドレスあてに電子メールにて通知する。

(4) 企画提案書類の提出

ア 受付期間・時間及び提出方法

- ・令和5年2月15日から2月20日【必着】(土曜日、日曜日は除く)
- ・9時30分～12時及び13時～17時
- ※受付期限以降は受け付けないので注意すること。

イ 提出方法

受付期限までに15. 提出先、問い合わせ先まで提出すること。持参のほか郵送等(受付期限内必着)での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

※持参で提出する場合は、事前に電話連絡(06-6630-3491)を行うこと。

ウ 提出書類

(ア) 企画提案書

別添「仕様書」の各項目に係る提案内容が記載された企画提案書

(用紙：A4版10ページ以内(両面印刷を基本とする))〔表紙・目次は含めない。〕

※提案内容については、11(2)選考基準・方法を参考に記載してください。

また、企画提案内容については、原則契約締結時に仕様書に盛り込むことを想定しているが、本市と契約相手方と共同で仕様内容を決定したうえで仕様書へ反映することとする。

(イ) 全体の提案内容が簡潔に記載された資料（用紙：A3版またはA4版の片面とする。）

(ウ) 業務工程表（用紙：A3版またはA4版の片面とする。）

(エ) 業務従事者の経歴及び実績（従事者毎）（様式7）

(オ) 業務見積書（根拠資料を必ず記載すること）（様式8）

※見積金額は、業務の履行に必要な経費をすべて積算すること。

※積算根拠の参考となるデータ等、客観的に妥当と判断できる根拠資料添付のこと。

※（ア）（イ）（ウ）の様式は任意とする。（オ）については任意様式でも可能とする。

※参加者が共同企業体の場合、代表団体及びすべての共同団体について（エ）を提出すること。

(5) 提出部数

正本 印刷物1部（記名・代表者印を押印したもの）

副本 印刷物5部（※）

※ 副本には、記名・押印しないこと。また、事業者を推定できる内容（事業者の商号又は名称、代表者氏名、事業者を容易に推定できる業務名称等）にはマスキングの処理を行うこと（選定会議で使用するため）

11. 選定に関する事項

企画提案の審査については、選定会議を開催し、次の評価項目についての意見を聴取の上、本市で受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は受け付けない。なお、上記会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、選定にあたって必要となる知識・専門性を有する外部の者で構成する。

(1) プレゼンテーション審査

ア 開催日

令和5年2月24日～28日のいずれか1日

イ 実施場所

大阪市環境局会議室

ウ 内容・方法等

上記10（4）ウの提出資料を使用し、企画提案について、口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。ただし、必要に応じて事務局から資料の追加提出を求める場合がある。1者あたり30分程度（うち説明約20分、質疑応答約10分）とする。ただし、プレゼンテーションの参加者が多数の場合、説明時間を変更する場合がある。

プレゼンテーションの説明者は1者あたり2名以内とし、共同企業体の場合も同様とする。

エ 留意事項

プレゼンテーション当日の予定は別途通知する。指定した時刻に遅刻した場合は、天災等、不可抗力が生じた場合を除き、失格とする。

新型コロナウイルスの感染症拡大防止の状況を踏まえ、通常の対面形式ではなく、Web会議形式や書面のみ審査等に変更する場合がある。

(2) 選定基準・方法

評価項目	選定基準	配点
業務目的及び業務内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が、業務目的・業務内容と合致するか。 ・業務目的及び業務内容に関する理解・知識が十分にあるか。 	10点
業務全体に対する総合的な考え方、視点	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容全体に対する総合的な考え方や視点が企画提案書に盛り込まれているか。 ・企画提案内容の総合的な考え方、視点が、本業務の目的と合致しているか。 	10点
設定課題に対する解決手法の的確性、実現性、独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が的確かつ目的達成に資する継続的な効果※が発現される内容となっているか。(※行動変容を促すことによるライフスタイルの变革等) ・提案内容が現実的で、実現性が高いものとなっているか。 ・他に事例がないような視点での独自性、独創的な発想が含まれており、本事業の目的が達成するための、最大限の効果を発揮できる提案内容となっているか。 ・情報発信の重要性を認識し行動変容を促す工夫がされているか。 	40点
工程の計画性、事業実施の妥当性、従事者の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を効率的かつ効果的に実施できる計画的な全体スケジュールであるか。 ・企画提案内容に対し、十分な実施体制が整っているか。 ・業務従事者の適格性は妥当か。 ・業務従事者が本業務を遂行するうえで必要と思われる専門性やノウハウを見込んでいるか(例えば、環境学習拠点業務、人材育成業務及びマネジメント能力等) 	30点
類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の実績が豊富か ・過去の受注業務で顕著な効果を上げているか。 	5点
費用積算根拠の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・積算根拠が客観的に妥当と判断できるものとなっているか。 	5点
合計		100点

- ・審査の結果、最も評価点が高い事業者を委託予定事業者とする。ただし、合計点が100点満点中60点を下回った者は、委託予定事業者として選定しない。
- ・合計点が最も高い事業者が複数いる場合は、評価項目のうち「設定課題に対する解決手法の的確性、実現性、独創性」の点数が最も高い者を委託予定事業者として選定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案した提案書
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと
- ウ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

- オ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- カ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ク 提出書類が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、受付期限に適合しないもの
 - (イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(4) 選定結果の通知及び公表

すべての参加者に対し、令和5年2月下旬頃に選定結果を通知するとともに、環境局ホームページに掲載する。

12. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき業務委託契約を締結する。

契約内容は本市と協議のうえ「仕様書」及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 業務委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。受注者は、業務の完了前に既に業務を完了した部分に相応する業務委託料相当額について、検査後、部分払いを請求することができる。ただし、この請求は月1回を超えることができない。

(3) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(4) 再委託について

別添2「再委託に係る特記仕様書」参照

13. 提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書を無効とする。

(1) 提出書類が期限内に提出されなかった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) その他、本募集要領において示した条件等を満たしていない場合

14. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 提出書類の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

- イ 提出された書類は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての提案書類は返却しない。
- エ 提出された書類は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 企画提案書類については、期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 本プロポーザルは、委託予定事業者の選定を目的として実施するものであり、契約後の業務においては、本市と協議をしながら仕様の策定を行うので、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- キ 参加申請後に大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の本プロポーザル参加は無効とする。

（2）契約に関する事項

- ア 本プロポーザルに係る契約の締結は、令和5年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず契約締結を行わない場合に、受注者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。
- イ 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。
- ウ 業務の運営開始までに要した費用については、受注者が負担するものとする。
- エ 委託予定事業者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において、次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、評価点が60点を下回った者を除く。

15. 提出先、問い合わせ先

担当 大阪市環境局環境施策部環境施策課

住所 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス13階

電話 06-6630-3491

電子メール ja0081@city.osaka.lg.jp

※提出の受付は、9時30分～12時及び13時～17時まで。（土曜日、日曜日及び祝日、年末年始[12月29日～1月3日]は除く。）